

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】上下水道課・水道係

個人情報ファイルの名称	給・配水台帳図	
行政機関等の名称	高島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	給・配水管情報等の管理をするため	
記録項目	1. 水道使用者名 2. 住所 3. お客様番号	
記録範囲	水道使用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高島町上下水道課	
	(所在地) 〒992-0392 高島町大字高島 4 3 6 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 2 8 日

高島町個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】上下水道課・業務係

個人情報ファイルの名称	水道料金システム（上水道分）	
行政機関等の名称	高島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金の検針・調定・収納事務、水道使用の開始・中止・廃止事務及び量水器の交換事務を行うため	
記録項目	1 お客様番号、2 給水設備設置場所、3 所有者氏名、4 所有者住所、5 使用者氏名、6 使用者住所、7 送付先住所、8 電話番号、9 開栓日、10 閉栓日、11 メーター情報、12 検針情報、13 調定情報、14 収納情報、15 未納額、16 口座情報	
記録範囲	水道使用者、水道所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、工事施工者（指定給水装置工事事業者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高島町上下水道課	
	（所在地）〒992-0392 高島町大字高島436番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年2月28日

高島町個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】上下水道課・下水道係

個人情報ファイルの名称	水道料金システム（下水道分）	
行政機関等の名称	高島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道料金の検針・調定・収納事務、下水道使用の開始・中止・廃止事務及び井戸水量水器の交換事務を行うため	
記録項目	1 お客様番号、2 排水設備設置場所、3 所有者氏名、4 所有者住所、5 使用者氏名、6 使用者住所、7 送付先住所、8 電話番号、9 開栓日、10 閉栓日、11 メーター情報、12 検針情報、13 調定情報、14 収納情報、15 未納額、16 口座情報	
記録範囲	下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、工事施工者（指定排水設備工事事業者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高島町上下水道課	
	（所在地）〒992-0392 高島町大字高島436番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月1日